

工事写真の黑板情報電子化（電子黑板）の試行運用における取扱い

1 目的

工事写真の黑板情報電子化（電子黑板）の試行運用は、受発注者双方の業務効率化を目的に、撮影対象の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 対象工種及び必要な機器の導入

- 対象工種については、福岡市建築・設備工事写真撮影要領（以下「撮影要領」という。）に準ずるものとする。
- 試行対象工事は、撮影要領を適用する工事とする。
- 試行対象工事の受注者は、工事着手前に監督員へ黑板情報電子化の実施を選定する旨を申し出、書面による承諾を得るものとする。（協議書様式、設備工事監督業務処理表を用いる）
- 受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。
- 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- 導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、撮影要領第3条に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- 使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照できる。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない
- 導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、現場管理費率の「事務用品費（工事写真代等の費用）」「通信費」に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性）チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

3 工事写真における黑板情報の電子的記入

- 受注者は、上記2の使用機器を用いて工事写真における黑板情報の電子的記入をする場合は、同時に黑板情報の電子画像を記録するものとする。（黑板情報の電子画像を後で貼り付けてはならない）
- 黑板情報の電子的記入は撮影要領第5条の工事写真の編集には該当しない。
- 黑板情報の電子画像の記載事項に不足があり補足説明が必要な場合又は内容に誤記が生じた場合は、撮影要領第6条の規定により写真台紙等の記事欄に補足説明又は誤記訂正等の記入を行うこととする。

4 黒板情報電子化を行った写真の整理・提出

- ・黒板情報電子化を行った写真の整理は、撮影要領第6条（工事写真の整理方法）に準じて行うこととし、朱書き等を行う場合（着手前・工事中・完成）は手書きによる記入のみとする。
- ・黒板情報電子化を行った写真ファイルを印刷した場合の整理は、撮影要領第8条（デジタルカメラ印刷写真の整理）に準じて行うこととする。
- ・黒板情報電子化を行った写真の提出は、原則として、アルバム（工事写真帳）を工事完成時に1部提出する。
- ・提出時に、受注者は事前に一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する（URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影後に不適切な修正が加えられていないかの確認を行い、そのチェック結果（CSVファイル等）を紙に出力した資料を監督員に提出するものとする。
- ・監督員は、提出された信憑性確認の結果に疑義がある場合は必要に応じて受注者に確認をするものとする。

5 その他

本取扱いを反映させた撮影要領（電子黒板試行版）は別添のとおりとし、試行対象工事の参考とできるものとする。

6 適用

本取扱いは、平成29年4月1日以降に契約する案件から運用する。